

経営首脳者セミナー開催のお知らせ

本年度事業計画に基づき、経営首脳者セミナーを以下のとおり開催いたします。このセミナーには、無料で参加できますので、下記の参加申し込み書によりご応募いただきますようお願い申し上げます。

日時 令和4年3月10日（木）13時20分から16時30分まで
 開催場所 関内ホール小ホール 横浜市中区住吉町4-42-1
 開催内容

開講挨拶 建災防神奈川支部 支部長 黒田 憲一

- ①（仮題）令和4年度労働基準行政の重点施策について（**監督課関係**） 30分
 神奈川労働局 佐藤 明士監督課長
- ②（仮題）令和4年度労働基準行政の重点施策について（**安全課関係**） 30分
 神奈川労働局 千葉 幸則安全課長
- ③（仮題）令和4年度労働基準行政の重点施策について（**健康課関係**） 30分
 神奈川労働局 小沼 みち子健康課長

特別講演 外国人労働者の労働安全衛生について

講師：公益社団法人国際研修協力機構 酒井 康之氏

申込方法 下記の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAX等により
令和4年3月4日（金）までにお申し込み下さい。

（期日過ぎている場合は事務局まで事前にお電話ください。）

募集人員 先着100名様（参加無料）。

※新型コロナウイルス感染防止および中止決定時の連絡のため、参加者を把握する必要がありますので、**事前申し込み制**といたします。なお、定員数に達した場合はお断りすることがあります。

申込先 建設業労働災害防止協会神奈川支部 電話 045-201-8456

経営首脳者セミナー参加申込書		
分会名	会社名	お名前
	連絡FAX番号 ()	連絡先電話 ()
	連絡FAX番号 ()	連絡先電話 ()
	連絡FAX番号 ()	連絡先電話 ()

支部行事予定

分会事務局長会議

時：3月15日 14:00
 所：ロイヤルホールヨコハマ

正副支部長会議

時：4月12日 15:00
 所：411会議室

経営首脳者セミナー

時：3月10日 13:20
 所：関内ホール小ホール

分会事務局長、講師合同会議

時：3月18日 16:10
 所：ロイヤルホールヨコハマ

正副支部長・分会長会議

時：4月21日 15:00
 所：311会議室

建災防神奈川支部ニュース

No.552 令和4年3月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話201-8456 FAX201-7735

URL <https://kensaiboukanagawa.com/>

新型コロナの収束と無災害を願って～安全祈願～

建設業労働災害防止協会神奈川支部は、1月25日、令和4年安全祈願祭を横浜市の伊勢山皇大神宮で開催しました。

黒田支部長と神奈川労働局長の名代として井上労働基準部長が玉串を奉奠。今年一年の工事の無事故・無災害と新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束を祈念しました。

祈願祭は新型コロナウイルス感染防止のため、参加者を制限して実施、神奈川労働局からは井上労働基準部長、千葉安全課長、永吉地方産業安全専門官のご隣席をいただき、支部からは黒田支部長以下、有井副支部長、池田副支部長、米田木建協会長、澁谷専務理事の5名が参加しました。



上段左から池田副支部長、有井副支部長、永吉産業安全専門官、千葉安全課長、澁谷専務理事
 下段左から黒田支部長、米田木建協会長、井上労働基準部長

～ゼロ災達成へ決意を新たに緊急集会を開催～

1月25日、伊勢山皇大神宮において新年安全祈願祭終了後「新年死亡災害撲滅緊急集会」を開催しました。

神奈川労働局の井上労働基準部長、千葉安全課長、永吉産業安全専門官は引き続きご参加いただきました。



冒頭、黒田支部長からは「祈願祭後に「死亡災害撲滅緊急集会」と名をつけた会合をさせていただきましたが、これには一昨年に引き続き、昨年の神奈川県における建設業の労働災害防止の成績が芳しくないという背景があり、年があらたまったところで、昨年の反省をし、新たな年における決意を確かめようという配慮からこういった会合をあえて開催させていただきました。建設業の特に死亡災害は首都圏において急増している状態であり、会員の皆様におかれましては、年度末強調月間の実

施要領や支部独自の運動である「セーフティリボン」「3分KY」「安全行動宣言」の3つの運動の展開も踏まえ、経営トップのリーダーシップの下、関係者及び店社と作業所が一体となって、労働災害防止活動を積極的に展開され、無事故・無災害で、まずは新年度迎えられますようお願い申し上げます。」と結びました。



井上労働基準部長からは、昨年の建設業の死亡災害の現状の説明があり、「安全衛生の管理業務が多岐にわたり、日々苦勞していると思われるが、安全対策は個々の会社だけのものではない、過去の事故について学び、情報共有しながら、同種災害の減少に努めてほしい」と述べられました。

新年度以降における建設業の労働衛生対策について



小沼 みち子

神奈川労働局
労働基準部
健康課長

平成31年4月から、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に基づき各種関連法が段階的に施行されてきているところですが、令和6年3月31日まで適用を猶予されている建設事業の「時間外労働の上限規制」の具体的時間も災害の復旧・復興を除き、上限規制がすべて適用になることが示されています。

令和3年9月にはいわゆる「脳・心臓疾患の認定基準」も改正され、過労死ラインの労働時間は変わらず、労働時間以外の負荷要因が見直され、また、短期間の過重業務や異常な出来事についても具体的な場合が示され、業務と発症との関連性が強いと評価できることを踏まえて判断されることとなりました。

健康管理時間の把握や長時間労働者への医師に面接指導等の法定事項を実施していただくのはもちろん、職場環境や勤務体制、勤務形態等にも配慮が必要です。

神奈川労働局における労災補償等の状況においても、令和3年は建設業務従事者が脳・心臓疾患で亡くなられた認定事案がありました。

また、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「このころの耳」に設置した相談窓口において、新型コロナウイルス

イルス感染症の影響による職場の人間関係の悪化、雇用や収入面での不安、感染に関する不安等の相談が寄せられています。

過労死等防止対策白書においては、精神障害の発病から短期間で自殺につながった事案が多かったこと等が報告されていることから事業場における取組を進めるとともに労働者が相談しやすい環境の整備が必要であるとされています。

労働衛生行政としては、企業の傘下事業場において、おおむね3年程度の期間に精神障害に関する労災支給決定が2件以上行われた場合は、当該企業の本事業場に対し、メンタルヘルス対策に係る指導を実施しており、ハラスメント事案が生じた事業所に対しては、労働局として、適切な事後の対応及び再発防止のための取組が行われるよう指導・勧告を実施することとしています。

令和4年度は、第13次労働災害防止対策の最終年としてメンタルヘルス対策、腰痛予防対策、熱中症対策にかかる目標を意識しつつ、引き続き、事前調査の確実な実施など石綿ばく露防止対策の推進、溶接ヒューム等特化則の改正、ずい道工事における粉じん対策等について推進してまいります。

また、高齢者対策、技能の継承のためにも治療と仕事の両立支援や健康づくり対策についても、是非取組をお願いいたします。

建設の業務に従事されている皆様が健康に働き続けられ、建設業全体の御繁栄につながりますようお願いいたします。

建築物等の解体・改修工事の石綿事前調査結果の電子報告がはじまります！

事業者のみなさまへ

石綿事前調査結果報告システムの利用準備をお願いします

- Point 1** 本年春から制度が変わります
2022年4月1日以降に着工する、解体、改修工事を対象として、石綿に関する事前調査結果を、労働基準監督署・自治体に報告する制度がはじまります。
- Point 2** 報告はパソコン・スマートフォンで
報告は、原則として石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行っていただきます。
【石綿事前調査結果報告システム】 <https://www.ishiwata-houkou.mhlw.go.jp/>
- Point 3** 事前の準備が必要です
石綿事前調査結果報告システムを利用するためには「G BizID」を取得していただく必要があります。
【G Bizの取得はこちら】 [gbizID https://gbiz-id.go.jp](https://gbiz-id.go.jp)

【報告の対象となる工事】 ※4～5ページの特集参照

- (1) 建築物の解体工事（工事にかかる部分の床面積の合計が80㎡以上のもの）
- (2) 建築物の改修工事（請負代金の額が100万円以上（消費税込）のもの）
- (3) 工作物（厚生労働大臣が定めるもの※）の解体または改修工事（請負代金が100万円以上（消費税込）のもの）

☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

いずれも神奈川労働局 令和4年1月末現在

署業種	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
4年	1		1		1	7	2	1	1	1		2	17
前年	3		1		2	2	1	2	2			1	14
	(1)												1

(注) 労働者死傷病報告による、()内は死亡者数である。

☆死亡災害発生状況☆

令和4年2月22日現在

業種	死亡災害把握数			死亡災害件数		
	本年 (令和4年)	前年同期 (令和3年)	前々年同期 (令和2年)	令和3年	令和2年	令和元年
	令和3年のみ速報値					
製造業		1		7	5 (1)	2
建設業		3	2 (1)	18 (2)	14 (1)	10 (1)
交通運輸業						1
陸上貨物運送事業		1		1	5 (2)	2 (1)
港湾荷役業						1 (1)
商業		1 (1)		3 (2)	1 (1)	1 (1)
清掃・と畜業	1			1	6 (2)	3 (1)
その他		2		10 (5)	6 (1)	4 (1)
合計	1	8 (1)	2 (1)	40 (9)	37 (8)	24 (6)

(注)：死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、()は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。令和元年は平成31年も含みます。

☆令和4年1月以降判明した死亡災害の概要☆

令和4年2月22日現在

11月 13時頃	その他の建設業 民間 100～299人	電力設備 感電	<p>【発生状況】 製造工場の電気設備の配線工事において、当日の作業を早く終えた被災者は、着工日前から行っていた乾拭き等の清掃作業を始めたが、当該作業場では当日反復的に30.5Kvを通电しての性能試験を行っており、作業途中で架電開始したため一次側母線に接触して感電した。</p> <p>【災害防止のポイント】 1 特別高圧電路に近接して作業を行う場合には、あらかじめ十分に検討した安全な作業計画を定めるとともに、作業の指揮者を定めて次のことを実施させる。 (1) 労働者にあらかじめ作業の方法および順序を周知させ、かつ、作業を直接指揮すること。 (2) 接近限界距離を標識等で明示するか監視人を置くこと (3) 電路を開路して行うときは、その回路の停電の状態、開閉器の施錠、通電禁止の表示、監視人の配置、短絡接地器具の取り付け状態等を確認のうえ作業の着手を指示すること。 なお、作業計画を変更して作業を行う場合には、あらかじめ上記事項の確認を行う。 2 事業者は、電撃危険(放電による危険を含む)について、あらかじめ十分な安全教育を実施すること。なお、充電電路またはその支持物の点検、修理、清掃等の作業に従事する者に対しては、あらかじめ感電防止に係る特別教育を実施すること。</p>
-------------	---------------------------	------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

～アーク溶接作業の現場でのチェックポイント～

呼吸用保護具の使用

特化則第38条の2第5項

事業者は、金属アーク溶接作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。

特化則第43条 45条

(前略) 必要な呼吸用保護具を備えなければならない(45条:同時に就業する労働者の人数分必要)

マスク事態は従来から使っている粉じん対象のものを使用できます。



作業主任者の選任

安衛則第18条(作業主任者の氏名等の周知)

事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

特定化学物質作業主任者の職務として、金属アーク溶接等作業の方法を決定し、労働者を指揮することや、呼吸用保護具の使用状況を監視することが必要となります。



飲食喫煙禁止等の表示

特化則第24条(立入禁止措置)

事業者は、第一類物質又は第二類物質を製造し、又は取り扱う作業場には、関係労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。



特定化学物質障害予防規則第三十八条の二
作業場内での喫煙及び飲食を禁ず

特化則第38条の2(飲食等の禁止)

事業者は、第一類物質又は第二類物質を製造し、又は取り扱う作業場で労働者が喫煙し、又は飲食をすることを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。

特別管理物質取扱作業場
関係者以外立入禁止

ピンクリボンの枠内(約5m幅)を立入禁止区域として明確にし、二つの看板を設置しました。条文中では禁止を指示するだけでなく、見やすい箇所への表示が義務づけられています。

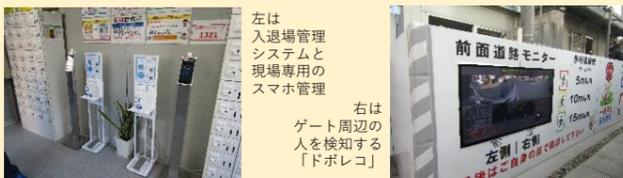
全体換気装置等

特化則第38条の21

事業者は、金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場については、当該金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。(以下略)

屋内作業場では全体換気の措置の他に、個人サンブラーによる測定等が必要になりますが、写真のように壁が少なくとも2方向開放され、空気の流通が良い作業場は屋外とみなしてもよいことになります。

今回現場の撮影でご協力いただいたのは、鹿島建設(株)横浜支店様で施工する(仮称)鶴見研修センター新築工事現場です。こちらの現場では、スローガンとして「魅力ある建設現場への進化・発展のため次世代建設生産システムに挑戦しよう」と掲げられ、働き方改革への対応・労働災害の防止・担い手不足への対応という3つの目的で①作業の半分はロボットと「WORK」②全てのプロセスをデジタルに「ENGINEERING」③管理の半分は遠隔で「MANAGEMENT」の3つの側面から鹿島×スマート生産ビジョンという様々な取組がされていました。



左は入退場管理システムと現場専用のスマホ管理

右はゲート周辺の人を検知する「ドロボロ」

特化則第37条(休憩室)

事業者は、第一類物質又は第二類物質を常時製造し、又は取り扱う作業場に労働者を従事させるときは、当該作業を行う作業場以外の場所に休憩室を設けなければならない。

上記の立入禁止区域以外に設けられている休憩設備であれば問題ありません。

特化則第38条(洗浄設備)

事業者は、第一類物質又は第二類物質を製造し、又は取り扱う作業場に労働者を従事させるときは、洗顔、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けなければならない。

休憩施設等の確保



上はトイレに設けられている洗面所、左は休憩室内に設けられているシャワー室となります。

洗顔、うがいの設備は通常あると思いますが、大きな現場でないと思われ、洗身、洗濯のための設備の設置は困難な場合があります。

使った作業衣は着たままにせず、別途クリーニングに出す等の措置で対処する必要があります。



安全指導者、指導員(木建)研修開催



会場風景

高野講師の講演



米田会長の閉会挨拶



2月21日に安全指導者および木建安全指導員の研修が行われました。

建災防安全指導者は、国の通達及び建災防本部の「安全指導者規程」に基づき、現場の指導や集団指導などを担当して、日頃から県内各分会において、安全パトロールの実施を始め、各種の労働災害防止の指導を行っていただいております。例年研修を行っていますが、今年度は昨年8月19日に予定していましたが、新型コロナウイルス感染防止の緊急事態宣言が出されたために延期して行われたものです。

依然としてオミクロン株が流行しているため、会場を関内ホール小ホールとし、支部としては初めての試みでリモート参加も受け付けての開催となりました。

安全指導者の参加は103名(うちリモート参加は44

名)木建の安全指導員の参加は10名(うちリモート参加は1名)でした。

【令和3年度安全指導者等研修次第】

開講の挨拶 黒田支部長

建設業における労働災害の現状と防止対策について

講師 神奈川県労働局安全課 永吉安全専門官

建設業における職業性疾患の現状と防止対策について

講師 神奈川県労働局健康課 田代労働衛生専門官

神奈川支部の3つの労働災害防止独自運動について

神奈川支部 澁谷専務理事

建災防方式「新ヒヤリハット報告」について

建災防本部技術管理部 高野安全管理士

閉講の挨拶 米田神奈川県木建工事等災害防止協議会会長

各分会長の安全行動宣言(前号続き)

1月号に載せきれなかった分会長による安全行動宣言をご紹介します。それぞれの宣言の後に災害「ゼロを目指します!」が入ります。



横須賀分会 小菅分会長
元気に「いってらっしゃい」
笑顔で「おかえりなさい」
家族で築く「死亡災害ゼロ件!」



川崎南分会 佐藤分会長
小さな危険を無視せず予知し
声を掛け合って防ごう!
大きな災害



平塚分会 佐藤分会長
見守る家族、仲間への
感謝の思いを胸に



川崎北分会 城田分会長
あせらず、あわてず、
気持ちに余裕をもって、
一人ひとりが気配り、
心配りで作業を行い



相模原分会 篠崎分会長
安全施工サイクル(P・D・C・A)の
徹底を図り
コミュニケーション不足を解消し
安全・安心な快適職場を実現して

新春座談会 ～令和4年からの建設業にかかる法改正の留意点（1月号続き労働衛生編）～

昨年までに法規制が改正になり、これまで猶予期間として規制されていなかった労働安全衛生関係の規則の項目のいくつかは、今年から猶予がなくなって措置が義務化になります。前号（1月号）では安全帯の規制を紹介しましたが、前号に収まりきれなかった労働衛生の関係（石綿含有建材の解体作業及びアーク溶接作業）について、今回は神奈川県労働局労働基準部健康課の田代衛生専門官にお話を聞きました。

1 解体作業の届出が必要に

事務局

続いて、労働衛生の関係について田代地方衛生専門官にお聞きします。

今年適用される改正法については大きく二つ、石綿とアーク溶接の関係があると思いますが、まずは石綿について、4月から新たに届出が必要になるということですが、その点について

田代衛生専門官

改正石綿則は令和2年10月から順次施行されていますが、令和4年4月1日以降に着工する以下の工事については、あらかじめ電子システムによる所轄労働基準監督署長への届け出が必要となります。対象となる工事は資料1の（1）～（3）についてです。

事務局

報告についても従来のように書面を監督署にもっていくとは違うようですね。

田代衛生専門官

事前調査の報告方法は、石綿事前調査結果報告システムを用います。

現在システムを構築中ですが、当該システムで報告することにより、労働安全衛生法に基づく届け出（労働基準監督署長宛）と、大気汚染防止法に基づく届け出（自治体）の両方に同時に報告することができます。

事務局

発注者が元請か、どの立場の者が報告しなければいけないのでしょうか。

田代衛生専門官

事前調査の報告は、元請事業者

（当該解体等の工事を受注した業者）になります。また、直接施工に携わらない建築物等の所有者や注文者は、元請事業者に石綿含有の有無について情報提供するよう努めなければいけません。



神奈川県労働局 田代衛生専門官

事務局

報告以外に今後の動きについてはどう規制されていくのでしょうか。

田代衛生専門官

令和5年10月1日から、建築物の解体等工事に係る事前調査を行える者は、資料2の資格者に限られます。

現在上記資格を有する者がおらず、令和5年10月以降に建築物の解体等工事の事前調査を行う事業場においては、上記資格を取得していただくようお願いいたします。

事務局

支部でも昨年6月から当該資格を取得する講習を実施しています。いろいろな業界の方が受講されていますのでこれからという方は是非神奈川県支部で（笑）

さて、実際に県内で石綿の除去工事に関して何か問題になった事例はありますか。

田代衛生専門官

解体工事の事前調査を行ったときに、外見上石綿が見えなかったため、重機（バックホー）を用いて解体したところ、化粧板の上に吹き付け石綿が囲い込まれており、外部に飛散した例や、事前調査の際にロックアールと勘違いして除去したところ、吹き付け石綿であった事例などがあります。いずれも事前調査を適切に行っていれば防げた事案です。

2 アーク溶接作業について

事務局

アーク溶接作業についてはこれまでも支部ニュースで何度か取り上げてきました。

また支部でも今回の規制に対応するため新たに特化物の技能講習を開催してきましたが、それらの規制が今年の4月からです。まとめるとどんなことですか？

田代衛生専門官

金属アーク溶接等作業（名称のいかんにかかわらず、熱源がアーク（火花）を用いて金属の溶接、溶断を行う作業）の際発生する溶接ヒュームが人体に悪影響を及ぼすことから、溶接ヒュームが特定化学物質（管理第2類物質）に指定され、特定

化学物質障害予防規則（特化則）の規制を受けることになりました。

重要な点は、資料3の項目になります。

事務局

建設現場ですと屋外、屋内の作業がありますが、どのような違いがあるのでしょうか

田代衛生専門官

屋内作業場とは、作業場建屋の側面の半分以上に渡って壁、羽目板、その他の遮蔽物が設けられておらず、かつ、ガス、上記または粉塵がその内部に滞留しないものは含まれない（昭和46年5月24日付基発第399号）と定められています。

屋外作業場で金属アーク溶接等作業を行う場合には、溶接ヒュームの個人ばく露測定を実施する必要はありませんが、資料4の措置が必要です。

事務局

建設現場においては具体的にどのような措置が必要でしょうか。

田代衛生専門官

特化則では、不浸透性の床の設置、関係者以外の立ち入り禁止、休憩室の設置、飲食の禁止等が定められています。

屋外で金属アーク溶接等作業を行う場合（建設現場など）においては、特化則の趣旨に照らし合わせ、溶接ヒュームのばく露および溶接ヒュームの堆積の恐れがない場所においては、不浸透性の床等の設置は必要ないことになります。

また、立入禁止の区域についても、現場の状況によって個別具体的に判断することになります。

事務局

具体的な現場の措置について、鹿島様の現場のご協力を得て、田代衛生専門官立会いの下、現地で検証を行い、その記録を本支部ニュースの6ページにまとめています。そちらもご参照ください。

アーク溶接というと、建設現場では一人作業が多いと思いますがその場合でも作業主任者の選任は必要でしょうか

田代衛生専門官

特定化学物質作業主任者の職務として、作業方法を決定すること、局所排気装置等について1か

現場でのアーク溶接の新たな措置内容を次ページに掲載しています。そちらも併せてご参照ください。

【資料1】

- （1）建築物の解体工事（工事にかかる部分の床面積の合計が80㎡以上のもの）
 - （2）建築物の改修工事（請負代金の額が100万円以上（消費税込）のもの）
 - （3）工作物（厚生労働大臣が定めるもの）の解体または改修工事（請負代金が100万円以上（消費税込）のもの）
- なお、工作物のうち厚生労働大臣が定めるものは、
- ア 反応槽
 - イ 加熱炉
 - ウ ボイラー及び圧力容器
 - エ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）
 - オ 焼却設備
 - カ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）
 - キ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）
 - ク 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）
 - ケ 変電設備
 - コ 配電設備
 - サ 送電設備（ケーブルを含む。）
 - シ トンネルの天井板
 - ス プラットホームの上家
 - セ 遮音壁
 - ソ 軽量盛土保護パネル
 - タ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

【資料2】

- ア 特定建築物石綿含有建材調査者
- イ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ウ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限る）
- エ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

【資料3】

- ・作業場所の全体換気装置による換気又はこれと同等以上の措置
- ・継続してアーク溶接等作業を行う屋内作業場において、溶接ヒュームの個人ばく露測定の実施（令和4年4月1日から）
- ・上記の測定結果に基づく有効な呼吸用保護具の着用
- ・特定化学物質作業主任者の選任（令和4年4月1日から）
- ・溶接ヒュームに関する6か月以内ごとに1回の特殊健康診断の実施

【資料4】

- ・適切な呼吸用保護具の着用（平成17年2月7日付基発007006号「防じんマスクの選択、使用について」に適合したもの）
- ・作業主任者の選任
- ・溶接ヒュームに関する6か月以内ごとの健康診断の実施

